

令和2年7月17日

利用者様各位

宇都宮市文化会館

新型コロナウイルス感染症の感染予防のために 施設利用をキャンセルされた場合の利用料金の全額還付の終了について

いつも当館をご利用いただきましてありがとうございます。

さて、宇都宮市文化会館各施設の利用申請の変更及び取下げについて、新型コロナウイルスの感染予防を理由とするものは、利用料金の全額を還付させていただいておりましたが、**令和2年8月1日以降に利用許可を受けた予約については、従前の取り扱いとさせていただきます。**ご申請に際しては、十分にご検討くださいますようお願いいたします。

■令和2年8月1日からの変更及び取下げ基準

| 利用施設 | 起算日 | 60日前まで | 59日～20日前まで | 7日前まで |
|--------------------|-----|--------|------------|-------|
| 大・小ホール、 展示室 | 利用日 | 70%還付 | 50%還付 | — |
| 会議室、和室、 練習室、研修室 | | — | — | 70%還付 |

※ただし、**令和2年7月31日までに利用許可を受けた予約(ご入金いただいているご予約)**を、新型コロナウイルスの感染予防を理由として変更及び取下げにする場合には、**利用料金の全額を還付**させていただきます。

利用申請の変更及び取下げの注意事項

- ① 利用申請をいただいたご予約は、変更及び取下げの有無に関わらず、いったんお支払いいただく必要があります。
- ② 利用料金をお支払いいただけない申請については、変更及び取下げができません。
- ③ 変更及び取下げを申請されるときは、「利用許可変更及び取下申請書」に「利用許可書」を添えてご提出ください。」
- ④ 利用申請の変更は1回までとさせていただきます。